

須賀川市から群馬県に自主的避難した家族（夫婦とその子供）について、避難先での2軒目の民間賃貸住宅の家賃などのほか、平成24年1月以降の避難雑費等が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（あわせて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

（1）平成23年分

- ア 避難費用（交通費）
- イ 避難費用（引越し費用）
- ウ 避難費用（住居費）
- エ 精神的損害

（2）平成24年分

- ア 避難費用（交通費）
- イ 避難費用（住居費）
- ウ 生活費増加費用
- エ 避難雑費

2 期間

平成23年3月11日～平成24年7月31日

第2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金1,448,016円の支払義務があることを認める。

〈内訳〉

（1）平成23年分

ア 避難費用（交通費）	32,800円
イ 避難費用（引越し費用）	229,500円
ウ 避難費用（住居費）	245,316円
エ 精神的損害	280,000円

（2）平成24年分

ア 避難費用（交通費）	10,400円
イ 避難費用（住居費）	420,000円

ウ 生活費増加費用 90,000円

エ 避難雑費 140,000円

第3 既払い金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項の金員のうち、金760,000円を支払い済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算

申立人らと被申立人は、第1項1(1)ア～ウ、同(2)ア～ウ記載の損害項目(ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)・押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年2月7日

(仲介委員 尾野恭史)